

# H18年度決算状況比較表（奈良県下各市町村）について

総務省のホームページ(<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/card.html>)で全国市町村の平成13年度から18年度までの決算カード(普通会計)が掲載されています。

平成14年度以降「歳入」、「歳出性質別」、「歳出目的別」、その他主な「財政指数」等の各項目につき奈良県下全市町村の比較をしてきました。今回は新たに掲載されたH18年度分比較表を作成しました。

市町村の財政等を比較する場合、出来るだけ規模や産業構造などが似ている市町村と比較するのが有益です。そのため、市町村類型という分類も行われています。17年度分からはこの分類の仕方が若干変更されました。変更後の『市町村累計表』は、以下のとおりです。

## 市町村類型表

大都市(1類型)	14
特例区(1類型)	23
中核市(1類型)	37
特例市(1類型)	39

都市	次、次計95%以上		次、次計95%未満		計
	次65%以上	次65%未満	次55%以上	次55%未満	
	3	2	1	0	
50,000人未満	4	27	93	113	237
50,000～100,000	45	66	78	89	278
100,000～150,000	35	25	26	18	104
150,000人以上	29	13	22	4	68
計	113	131	219	224	687

町村	次、次計80%以上		次、次計80%未満	計
	次55%以上	次55%未満		
	2	1	0	
5,000人未満	43	54	121	218
5,000～10,000	62	80	128	270
10,000～15,000	53	77	57	187
15,000～20,000	49	50	37	136
20,000人以上	132	74	27	233
計	339	335	370	1044

- 注 1 数字は該当団体数を示す
- 2 人口および産業構造はH12年国勢調査による。産業構造の比率は分母を就業人口総数としている。(なお、H18年度決算調書では、H17年国勢調査による分類となっている)
- 3 市町村数は平成18年3月31日のもの。

ところで、この「奈良県下各市町村比較表」では、同一類型の市町村比較では、余りにも細分しすぎるので、H16年度までは、全市町村を市の部と人口8000人以上の町村の部(A)および人口8000人未満の町村の部(B)の3グループに分け比較してきました。

この間、市町村合併により、市町村の数や規模が変動してきたので、H17年度からは市・町・村の部に分けて比較することにしました。

この表が、皆さん方が自分の「まち」の財政分析等を行うときの参考資料になれば幸いです。

もちろん、この比較表の検討だけでその市町村の財政状況等を云々出来るものではありません。しかし、各項目の中で、自分の自治体の数値が他の自治体と比べて大きく離れているものがあれば、

そこには何か原因があります。その年度の特別な事情か、自治体自体の特殊性か、あるいはよい行政が行われているためか、その逆か。それを調べていくことにより少しずつ財政の内容が明らかになると思います。

以下、各表の簡単な説明を行います。また、ときにより前の年度との対比も行ってみます。

単位以下の数値は四捨五入しているため、実際の決算カードの数字と若干の誤差がある場合があります。

なお、表2～6については、主な項目についてのみ比較しているため、各欄を横に集計しても歳入・歳出の総額と一致しません。

## 表1 一人当たり歳出・実質収支等

一人当たり歳出をみると、市部では、1番少ないのが生駒市の258千円で、一番多いのが五条市の535千円、10市平均で320千円です。

町の部は一番少ないのは上牧町の270千円、一番多いのが下市町の470千円、平均で334千円です。

また、村の部では一番少ないのは明日香村の680千円、一番多いのが野迫川村の2,178千円で、平均では、998千円です。H17年度と比較しても、市部・町部の平均の減少率がそれぞれ3%、0.15%なのに村の部は11.5%です。地方財政の危機が小規模自治体により重くのしかかっていることを示しています。

ところで、この一人当たり歳出の村の部の平均は、市・町部の平均の約3倍になっています。このような傾向（全国的にも共通している）をとらえて、財政資金が都市部よりも山間部に加重に配分されているという意見もあります。

しかし、奈良県の例で見ると、歳出総額を見ると（表3）県計479,652百万円のうち村の部は30,109百万円で、約7%です。この地域が地球環境や都市住民の環境を守る役割を果たしていることを考えると、全体の7%の財政資金を全体の56%を占める地域を守っている自治体に配分したとしても、そのことだけで山間部偏重とはいえないでしょう。（この地域は県全体の面積3,693k㎡の56%の2,079k㎡を占めている）

実質収支は、形式収支（歳入総額 - 歳出総額）から翌年度に繰り越すべき財源を引いたもので、いわば、累積の黒字（赤字）です。

実質単年度収支は、単年度収支（当該年度の実質収支 - 前年度の実質収支）に、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上げ償還額）を加え赤字要素（財政調整基金の取り崩し額）を差し引いた額です。

実質収支が赤字なのは、H17年度より1団体減り6団体となりました。しかし、実質単年度収支を見てみると、H14年度では、47団体中31団体が赤字、以下47団体中28団体（H15）、46団体中31団体（H16）、39団体中25団体（H17）でしたが、H18年度は39団体中16団体と減少しています。

実質単年度収支を県の総額で見ると、-2,457百万円（H17）から、2,037百万円（H18）と黒字に転じており、実質収支の県総額では、2,270百万円（H17）から5,157百万円（H18）と増えています。

この間、積立金は12億円減少していますが、ここ数年、毎年100億円近く減らしてきていることから見ると、減少額が小さくなっています。歳入が減っているなかでの苦しい財政運営ながら、それぞれの市町村が頑張っているといえるでしょう。

## 表2 歳入

主たる項目である地方税、地方交付税（普通交付税 + 特別交付税）、国・県支出金、地方債について比較しました。

歳入全体では、平成14年度が県総額549,071百万円であったのが、平成18年度では、487,439百万円と4年間で62,632百万円減らしています。地方交付税と地方債の減少がそれぞれ25,095百万円と25,183百万円であり、国・県支出金も8,259百万円減らしています。

地方税は、用途を特定されない一般財源であるとともに、主たる自主財源です。構成比で市部の最高は生駒市で54.7%、最低は宇陀市の15.2%で、市部平均は39.0%です。町の部では、最高が王寺町の38.2%、最低は下市町の15.4%、平均で30.1%です。村の部では、山添村の15.3%が最高で、10%を超えているのは、4団体で、平均は9.9%です。

地方交付税は、財源保障機能と財政調整機能を持つ制度であるため、構成比でも、財政力のひくいところが高く、地方税と逆の現れ方をします。地方譲与税等の準自主財源的な歳入、投資的経費の大小、国による地方交付税制度の本来の趣旨と異なった運用等の要素もあって、個々の自治体を見

ると、「地方税との逆順位」は、必ずしも反映されていないところもあるが、平均では、市部18.2% 町の部29.2%、村の部47.0%というように、地方税とは逆に、10%余ずつ構成比をあげています。

なお、地方交付税と地方税、地方譲与税等と合わせて一般財源を構成します。

**国・県支出金**は、普通建設事業費の補助金のように投資的経費に対応するものと、福祉的経費である扶助費の国・県負担分のように義務的経費に対応するものがあります。構成比は、市部13.5%、町の部10.2%、村の部11.1%です。市と村の部が高いのは、市は歳出の扶助費の、村は歳出の普通建設事業費の構成比が高いことが影響していると思えます。

**地方債**は、本来、投資的経費について起債が認められるものだが、減税補填債、臨時財政対策債など財源調整的なものも1~2割含まれています。投資的経費に対応する要素が高いだけに、年度ごとの変化も大きいと思われ、個々の市町村ごとのぶれも大きいですが、県平均は9.9%で、市部9.6%、町の部10.0%、村の部12.7%です。

### 表3・4 歳出(性質別)

**人件費**は、一般職員と理事者・議員等の給料・報酬・諸手当等です。

構成比で見ると村の部は、県平均より若干低くなっています。しかし、人口一人当たりで見ると県平均は、78,844円なのに、村の部は、200,212円と約2.5倍になっています。この要因には、規模の利益に基づくものと、規模は関係なく、広域で過疎な地域の行政の不便さに基づくものの両方が含まれています。

**扶助費**は、福祉的な給付や措置の費用で、直接的に個人に還元される率の高い費用です。

市部が町村よりも構成比が著しく高いのは、市は福祉事務所を設置していて、町村の場合は県により支出される費用が、市部では市の支出となるためです。

直接的に個人に還元される経費ですから、総額で人口に比例する要素が強いので、構成比で見ると人口の少ない村の部では、当然、町の部よりも大きく下回っています。しかし、人口一人当たりで見ると町の部22,847円に対し、村の部が25,950円と多いのは、過疎地域のほうが高齢化率が高い等のためだと思います。

これらの二つの費目に**公債費**を加えたものが、短期的には財政運営によって増減させることの出来ない費用なので、**義務的経費**とよばれています。構成比で、市部54.7%、町の部47.1%、村の部44.5%です。

**物件費**は、物品の購入やサービスの提供の対価等で、いわば通常の事務処理に要する諸経費です。

アルバイトの賃金や職員旅費なども人件費ではなく、物件費に入ります。この表では、物件費等として維持補修費も含めています。構成比は三つのグループとも、平均で10台半ばのパーセントです。

**補助費**は、報償費、保険料や団体等への補助金、あるいは加入団体への負担金等です。

構成比は、市部よりも町村部が若干上回っています。町村部の殆どは、いくつかの一部事務組合に加入し、数%の負担金を支払っています。市部では、一部事務組合でなく、単独で実施している業務も多く、その影響もあるようです。なお、この一部事務組合負担金については、義務的経費としての性格も有していると思えます。

**繰出し金**は、公営事業会計への繰出し金等ですが、およそ10%の率を占めています。

**普通建設事業費**は、地方債を発行して少ない自己資金で事業を行えるので、安易に事業を行うことにより、現在の借金漬けの財政危機をもたらした主たる原因といわれている費目です。県計の構成比を見てみると、14年度21.2%、15年度19.4%、16年度14.5%、17年度14.1%、18年度12.7%とさすがに減ってきています。

18年度で市の部の1位は五条市の23.0%、町の部は広陵町の30.5%、村の部は明日香村の36.1%です。

又、この経費は投資的経費なので年度によるブレが大きく、この経費の多い年度はそれだけ財政規模が膨らみ、他の経常的な費目の構成比を他の市町村と比べて著しく低く現わすことにもなります。

### 表5・6 歳出(目的別)

**管理費**(議会費+総務費)では、構成比で市部の平均が12.3%、町の部14.1%、村の部19.6%と小規模自治体ほど高くなっています。規模の利益によるものと思われそうです。

同じように**民生費**を見ると、市部29.0%、町の部21.1%、村の部11.9%です。ここでは、性質別の扶助費と同じことが言えます。

**衛生費**では、市部10.6%、町の部12.6%、村の部7.4%です。

**教育費**は、市部10.8%、町の部12.4%、村の部8.5%です。H18年度は、学校整備の大きな工事を行った村がなかったため（普通建設事業の目的別内訳を参照）、村の部が大きく減少しています。

**商工費**は、市部1.7%、町の部0.6%、村の部3.7%です。産業構造から見て村の部が異常に高いのは、村おこしのために行政が力を入れているところが多いということでしょうか。

**農林水産業費**は市部1.3%、町の部1.5%、村の部9.6%です。産業構造がそのまま現れています。

**土木費**は市部14.0%、町の部13.7%、村の部12.2%です。

## 表7・8 普通建設事業費の目的別内訳

性質別内訳の普通建設事業費（投資的経費の殆どを占める）について目的別内訳を見ました。（構成比は普通建設事業費総額に対する比でなく、歳出総額にたいする比をみました。）

県計で普通建設事業費全体で12.7%、そのうち管理費0.6%、民生費0.7%、衛生費1.7%、教育費1.5%、消防費0.2%、農林水産業費0.9%、商工労働費0.2%ですが、土木費は半分近い6.9%を占めています。H18年度で特に目立つのは、教育費が減っていることです。

なお、村の部のみを見ると、普通建設事業費全体で20.9%のうち農林水産業費5.6%、土木費9.9%となっています。

このように、歳出を性質別内訳と目的別内訳を対応させると、財政運営のより詳しい内容が分かるのですが、決算カードでそれが示されているのは、普通建設事業費だけです。

## 表9 各種財政指数

**財政力指数**は、地方公共団体の財政力を示す指数です。国が地方へ配分する地方交付税の普通交付税を決めるのに、基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、その差額を普通交付税額とします。

財政力指数は、この基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。

なお、基準財政収入額は、標準的な地方税収入×75/100+地方譲与税等です。

また、基準財政需要額は、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行うための財政需要を算定したものとされています。各行政項目ごとに非常に複雑な計算式で算出されたものを積み上げた合計額です。

財政力指数の全国平均（単純平均）は、市では0.67、町村では0.43です。この指数が1を超えれば普通交付税の不交付団体となります。

市部では、一番高いのが生駒市の0.86、一番低いのが宇陀市の0.33です。町の部では、一番高いのが田原本町の0.62で、一番低いのが下市町の0.27です。村の部では、山添村の0.32が一番高く、8村が0.20を下回っています。

**実質収支比率**は、表1の実質収支額を表10の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額）に対する割合で、黒字率、赤字率を示します。黒字率もあまり高いのは、財政規模に見合った、妥当な水準の行政が行われていないと考えられます。5%前後が適当といわれています。全国平均（単純平均）は、市が3.4%、町村が5.3%です。市部では、全国平均より高いのは天理市のみ、町村では約半数の16町村が全国平均以上です。

ところで、2007年6月15日に「地方自治体財政再建化法」が成立しました。この法律は、**実質赤字比率** **連結実質赤字比率** **実質公債費比率** **将来負担比率**の4つの健全化判断比率を公表することとし、これらの比率が一定基準を超えると財政運営に規制が加えられることになっています。地方公共団体の財政状況を普通会計だけでなく、公営事業会計や出資法人等の財政状況を含めて、より全体的に判断しようとするものです。

平成19年度決算から健全化判断比率の公表、20年度決算からは規制の適用も行われることになっています。

この健全化判断比率の計算方法が公表される前に、朝日新聞が全国市町村の平成17年度決算について、連結実質赤字比率（公営事業会計も含めた赤字比率）を独自の方法で試算を行い、その結果を掲載していました（平成19年6月16日付朝日新聞1面）。

そこでは、普通会計の実質収支比率が赤字の団体は24団体なのに、公営事業会計を併せた連結赤字比率の赤字団体は164団体に増えるとされていました。

平成18年度決算では、奈良県が県下の全市町村について、すでに公表されている計算方法で「健全化

判断比率」の試算を行い、公表しています（[http://www.pref.nara.jp/dd\\_aspx\\_menuid-2013.htm](http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-2013.htm)）。

これに基づき、県下の普通会計の実質収支が赤字の団体につき「実質収支比率」と「連結赤字比率」を比較してみました。

	実質収支比率	連結赤字比率
大和高田市	-8.6	-8.1
大和郡山市	-2.9	-2.8
御所市	-14.1	-13.6
平群町	-7.9	-7.5
高取町	-9.8	-9.1
上牧町	-10.1	-9.5

全ての団体で連結赤字比率の方が良好な数値となっているのは意外でした。

**公債費負担比率**は、（公債費に充当された一般財源額）／（一般財源総額）で算出されます。

公債費による財政負担の度合いを判断する指標のひとつです。全国平均（加重平均）は19.3%です。全国平均を下回るのは、3市3町1村のみです。

**起債制限比率**は、やはり、公債費による財政負担の度合いを判断する指標のひとつで、公債費負担比率と若干算出方法が異なります。両比率を各市町村で見ると起債制限比率の下回り方が大幅です。この一番大きな理由は、起債制限比率の算出式が、公債費負担比率の算出式の分母・分子（正確には、公債費負担率の分母・分子とは異なるが、近似している）から基準財政需要額算入公債費を控除しているためです。財政調整のための公債費と、国が地方交付税を利用して地方に行かせてきた公共事業の公債費は算入されません。（起債制限比率は、3年間の平均値です。）

起債制限比率の全国の市町村平均（加重平均）は、11.6%です。県下でこの率を下回るのは、3市4町2村の9団体です。

従来は、起債制限比率が、20%を超えると一定の地方債の起債が制限され、30%を越えれば、さらに強い制限が行われていました。しかし、「財政健全化法」の成立により、この規制は「実質公債費比率」を基準にして行われることになりました。

**実質公債費比率**は、平成18年度からの地方債協議制度への移行に伴い新しく導入された指標です。（これも3年間の平均値です。）「地方自治体財政再建化法」の健全化判断比率の一つともなっています。

起債制限比率の算式と比べると、分子に「地方債の元利償還金に準ずるもの」が追加されました。この内容は、ひとつは、公営企業会計や一部事務組合の地方債の元利償還金への繰出金や負担金です。もうひとつは、満期一括償還地方債の一年あたりの「みなし償還金」です。自治体が過少計上している場合でも満額算入（さらにペナルティ額を加えて）されます。

これにより、起債制限比率よりは透明性が増しています。率としては当然大きくなるため、起債制限比率20%以上で起債制限を課していたのに対し、最初の規制を25%以上に引き上げています。18年度になって、この基準を超える団体が始めて現れました。山添村 25.8% 東吉野村 25.9% です。（実際に規制が適用され始めるのは、20年度決算の結果からです。）

実質公債費比率の全国平均（単純平均）は、市部では15.5%、町村部では、15.7%です。県下でこの率を下回るのは、市では3市、町村では、5町2村です。

**経常収支比率**は、毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、毎年度経常的に収入される一般財源（減税補てん債、臨時財政対策債含む）に占める割合です。この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを示します。80%が財政硬直化の目安といわれています。全国の市町村平均（加重平均）は、91.4%です。これを下まわるものは、香芝市、田原本町、王寺町、野迫川村、十津川村の5団体です。また、15団体が100%を上回っています。

ただ、住民の生活や福祉に直結する事業を出来るだけ抑えて経常経費を節減し、必要性の低い公共事業等を行うことによっても経常収支比率は下がるのですから、経常収支比率が低いことが必ずしもよい財政運営とはいえません。そして、これからは高度成長ではなく維持可能な社会が求められ、また、少子高齢化が進む中で、住民の生活環境を守る行政の役割も高まってきます。100%を超えるのは異常ですが、80%という目安の基準も、もっと高く修正して考えるのが妥当でしょう。

## 表10 将来の財政負担の状況

地方債現在高は、いわば自治体の借金総額です。しかし、自治体にとっての正確な将来の財政負担額といえ、自治体の貯金とも言える**積立金現在高**を控除し、将来借金に変わる**債務負担行為額**を加えたものでしょう。

この額(表の**将来負担額D**)を人口で除した**一人当たり将来負担額**を見てみると、市部では最高が宇陀市の96万8千円で、平均で45万6千円です。町の部では、最高額が下市町の70万5千円で、平均が46万9千円です。村の部では、一方で積立金の方が多い村が1村あるが、他方、最高は野迫川村の417万円にもなります。平均で83万6千円です。若干ですが、全て昨年より少なくなっています。

しかし、村の部は、もともと一人当たり歳出額も多かったのですから、一人当たり将来負担額が多いのも頷けます。

標準財政規模に対する倍率を見てもみました(**対標準財政規模将来負担額**)。

市部では、最高が御所市の340%、平均で230%です。町の部では、最高が上牧町の400%、平均で220%です。村の部では、最高が野迫川村の390%、平均で150%となり、村の部が一番低くなっています。

ところで、「財政健全化法」では、公営事業会計等の地方債償還のための一般会計からの繰入見込み額を含めた将来負担比率を定め、この比率が350%以上になれば「早期健全化団体」となり、一定の規制が加えられることとなります。

## 表11 職員等の状況

職員数や平均給与等について比較しました。一般職員の人数は、奈良市が断然トップですが、職員一人がどれだけの住民を担当することになるのかという観点から、職員一人当たりの人口をみてみました。一般的に見れば大規模な自治体ほど多くなるはずですが、ところが奈良市よりも多い自治体が4団体もありました。しかし、このことから奈良市が相対的に職員が多すぎるとは必ずしも言えないでしょう。必要な職員数は、団体の規模だけでなく、面積の大小も関係しますし、その自治体が行政の責任として担っていこうとしている仕事の範囲の大小や遂行される仕事の質などによっても異なります。

**特別職の報酬**では、17年度と比べて、首長報酬では4市、4町、1村が下がっています(1市2町は増) 議員報酬では、1市、3町、1村が下がっています(1市1村は増)。